

## 提出書類一覧表

住宅保証機構株式会社（以下機構）の地盤保証制度に伴う登録地盤会社の登録申請に際して提出する書類については以下のように定められています。（2019 年 10 月以降の更新登録については若干簡略化されました。）

**※申請に必要な書類は、必ず最新版を住品協 HP よりダウンロードしてご使用ください。**  
 (https://www.juhinkyō.jp/ Top ページの最下部 事業協力・住宅保証機構 より)

### 提出書類

各登録に必要な書類	新規	更新	備 考
業者登録申請書	○		
更新登録申請書兼地盤会社内容確認書		○	更新案内と共に送付致します。
事業概要書	○	△	変更がある場合に提出 実績や財務状況の変更申請は不要
誓約書	○		
預金口座振替依頼書	○	△	変更がある場合に提出
登記簿	○	△	変更がある場合に提出
定款	○	△	変更がある場合に提出
直近 1 期分の決算報告書	○	○	(1)貸借対照表
	○	○	(2)損益計算書
	○		(3)財産目録(減価償却表でも可)
新規登録要件の例外措置申請及び誓約書	△		技術責任者の認定申請が必要な場合
所属技術者調査票	○	△	変更がある場合に提出 ※有効期限切れは必ず確認すること
技術責任者の略歴書	○	△	変更がある場合に提出
技術責任者の認定申請 <b>注意(1)</b>	△		主任技士か又は業務経験が 5 年以上の技士が技術責任者である場合は不要

#### 注意(1)

技術責任者の認定申請が必要なのは、新規で例外措置申請した会社です。ただし、資格者が技術責任者である場合は不要です。又、更新に際して、**例外措置の延長は認められません**ので、ご注意ください。

#### 注意(2)

登録申請書類は新規・更新いずれの場合も、NPO 住品協事務局へ送ってください。NPO 住品協事務局で一旦受付し、資格者等を確認した上で機構に転送します。

#### 注意(3)

住品協では登記簿、定款、決算書等をチェックしませんので情報保護のためこれらをまとめて封筒に入れ密封し、他の書類と一緒に送ってください。

#### 注意(4)

新規登録時の登録料(50,000 円税別)の事前振込は不要となりました。審査完了後に請求されます。更新登録時は自動引き落としです。(25,000 円税別)

**※消費税率 10% 適用後は新規登録料 55,000 円税込、更新登録料 27,500 円税込となります。**

### 送り先

特定非営利活動法人 住宅地盤品質協会 事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 4-6-12 湯島ハイツ B-222

Tel : 03-3830-9823 Fax : 03-3830-9852